

行政改革推進本部の副本部長の特定及び同本部事務局職員の任命権の委任について

平成18年6月16日
閣議決定
平成18年10月13日
一部改正
平成19年10月9日
一部改正

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）の施行（平成18年6月23日）により内閣に行政改革推進本部が設置されることに伴い、下記の事項を定めることとする。

記

- 1 行政改革推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、行政改革担当大臣、公務員制度改革担当大臣、総務大臣及び財務大臣とする。
- 2 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第55条第2項の規定に基づき、事務局職員の任命権は、行政改革推進本部長である内閣総理大臣に委任する。ただし、事務局職員のうち、日々雇い入れられる非常勤職員の任命権は、事務局長に委任する。

(参考)

行政改革推進本部の設置について

平成 12 年 12 月 19 日
閣 議 決 定
平成 16 年 12 月 24 日一部改正
平成 17 年 12 月 24 日一部改正

- 1 中央省庁等改革の成果をより確実なものとし、行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）、今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）及び行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）の集中的、計画的な実施を推進し、その他政府における行政改革の総合的、積極的な推進を図るため、内閣に行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	内閣総理大臣
本部長代理	行政改革担当大臣
副本部長	内閣官房長官 総務大臣
本部員	他のすべての国務大臣

(注) 本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。
なお、人事院総裁及び公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。
本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
- 3 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 4 本部の庶務は、総務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 6 平成 6 年 1 月 21 日閣議決定により設置された行政改革推進本部（以下「旧本部」という。）は廃止し、これまで旧本部が決定した事項及び旧本部長決定により旧本部の下に設置又は開催されることとされた会議等については、本部に引き継がれるものとする。
- 7 この閣議決定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。